

# 令和4年度 京都大学 CF プロジェクト奨学金（予約採用）

## 募集要項

CF プロジェクト：Create the Future Project

### 1. 趣旨・目的

京都大学 CF プロジェクトは、建築家の安藤忠雄氏、株式会社ニトリホールディングス会長の似鳥昭雄氏をはじめとする方々の御賛同とご支援をいただき、立ち上がったプロジェクトです。

CF プロジェクトでは、民間からの寄附金による人材育成基金により、京都大学での多様な分野の優秀な次世代研究者の育成を支援していきます。向学心に富み強い創造心や研究意欲をもつ学生が、経済的理由などでその志を途中であきらめなくてすむようにすることが、CF プロジェクトの目的です。

### 2. 出願資格等

令和4年4月からの奨学金受給を希望する者で、次の（1）から（3）を満たす者

- （1）本学の正規の教育課程に在籍の者。
- （2）学業優秀である者。学業基準は別表のとおり（2頁目参照）。
- （3）日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。または、日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者に準じると本学が認めた者。

ただし、次に該当する者は申請できません。

- ・ 日本学術振興会の特別研究員（DC1、DC2）として研究奨励金の支給を受けている者。なお、特別研究員に申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、特別研究員に採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- ・ 科学技術振興機構（JST）科学技術イノベーション創出に向けた大学フェロシップ創設事業に採用されている者。
- ・ 科学技術振興機構（JST）次世代研究者挑戦的研究プログラム（京都大学大学院教育支援機構プログラム）に採用されている者。なお、同プログラムに申請中の者は、本奨学金に申請可能ですが、採用された場合は、本奨学金の受給資格を失います。
- ・ 申請時に休学している者及び2022年度において休学を予定している者（ただし、休学理由が留学の者を除く）。
- ・ 出願時または出願にかかる学期の開始前6ヶ月以内に京都大学通則第32条第1項（第53条及び第53条の15において準用する場合を含む）の規定による懲戒処分を受けている者及び処分中の者。  
なお、出願後、本奨学金の支給決定までの間に懲戒処分を受けた場合は、当該出願資格を無効とします。
- ・ 在学年数が修業年限を超えている者。ただし、留学や病気等本人の責めに帰さない場合を除きます。

### 在留資格に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の学生は、在留資格等によって申し込みができない場合があります。

出願の際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。※1

<申し込みが可能な在留資格>

法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

※1 法定特別永住者及び永住者の者は、在留期間が記載されている書類の提出は必要ありません。

### 学業基準

<別表>

区分	基準
学部 2年次 以上	前年度までの修得単位数が所属学部の標準修得単位数以上、かつ次の計算式を満たすこと $\{ (優 + 合格) \times 3 + 良 \times 2 + 可 \times 1 \} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{ (A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1 \} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$
大学院生	現課程及び下位課程において、各課程の修得単位数が次の計算式を満たすこと $\{ (優 + 合格) \times 3 + 良 \times 2 + 可 \times 1 \} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{ (A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1 \} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$

### 3. 奨学金給付額、支給期間

奨学金の給付額及び支給期間は以下のとおりです。

対象学生 (区分)	出願対象学年	支給額、 支援期間	募集枠、 採用予定者数
学部学生 (3・4年次)	令和3年11月現在、本学学部2年次に在籍の者で次年度も同課程3年次に在籍予定の者	月額：5万円 年額：60万円 期間：2年間	ニトリ chair (65名程度)
6年制の学部学生 (4・5・6年次)	令和3年11月現在、本学学部3年次に在籍の者で次年度も同課程4年次に在籍予定の者	月額：5万円 年額：60万円 期間：3年間	
修士 <sup>※1</sup> ・専門職 学位課程学生	令和3年11月現在、本学学部の正規課程に在籍しており、次年度、本学大学院（修士・専門職学位課程）に進学予定の者 <sup>※2</sup>	月額：10万円 年額：120万円 期間：最短修業 年限まで	ニトリ chair (20名程度) 安藤忠雄＋ オフィシャルサポーター chair (25名程度)
博士後期課程学 生・博士課程学 生（4年）・一貫 制博士課程学生 (3年次以上)	令和3年11月現在、本学学部・大学院の正規課程に在籍しており、次年度、本学博士後期課程、博士課程に進学予定の者 <sup>※2</sup> 一貫制博士課程においては、本学に在籍しており、次年度博士後期課程の第1年次に相当する年次に在籍又は進学予定の者 <sup>※2</sup>	月額：10万円 年額：120万円 期間：最短修業 年限まで	安藤忠雄＋ オフィシャルサポーター chair (10名程度)

※1 修士課程には、一貫制博士課程（アジア・アフリカ地域研究研究科及び総合生存学館）の1

年次・2年次に在籍の者を含みます。なお、この場合の支給期間は一貫制博士課程の1年次・2年次となります。

なお、一貫制博士課程の学生が、3年次以降も本奨学金を希望する場合は、改めて一貫制博士課程学生（3年次以上）を対象とする区分に申請する必要があります。

※2 進学予定の者には、既に入学試験を受験している者（本奨学金申請時に受験結果（合・否）が不明の者を含む）のほか、今後、入学試験を受験し進学を予定している者を含みます。

#### 4. 申請から採用内定までの流れ

##### 申込方法

希望者は、(1)「民間奨学金等申請システム」によるウェブ申請、および(2)申込書類の提出（「民間奨学金等申請システム」で作成した「地方公共団体・民間団体奨学金申込書」および必要書類）によって申込み手続きを行ってください（片方の手順のみでは申込は完了しません）。

##### (1)「民間奨学金等申請システム」によるウェブ申請

ウェブ申請期間：10月27日（水）～11月10日（水）

※KULASIS（京都大学教務情報システム）のトップ画面－（画面右下）リンク集「民間奨学金等申請システム」を選択してください。

##### (2) 提出書類

提出期間：10月27日（水）～11月11日（木）17:00まで（時間厳守・郵送必着）

郵送可（郵送の場合は、レターパックや簡易書留等の追跡可能な郵送方法で【問い合わせ先、申請窓口】に記載の住所へ郵送してください）

必要書類	対象者	注意事項
①地方公共団体・民間団体奨学金申込書	全員	※ <u>両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）</u>
②家計支持者（父母）の収入に関する証明書	全員	令和3年度（令和2年分）（源泉徴収票、確定申告書等） p.6～の別紙を必ず読むこと
③家計支持者（父母）の市区町村県民税課税証明書または所得証明書、非課税証明書	全員	令和2年度所得と課税（非課税）が記載されていること ※ <b>無職でも必要</b>
④学業成績証明書	大学院生	下位課程（博士後期等の区分に申請する場合は学部の際の成績証明書）
⑤身体障害者手帳等の写し	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合
⑥被災（り災）証明書の写し	該当者	火災・風水害等による被災世帯に該当する場合
⑦最短修業年限超過者等に係る事由書	該当者	留学や病気等本人の責めに帰さない事由により、最短修業年限を超過（原級留置となった者を含む）している場合 病気を理由とする場合は、医師による診断書が必要。

※現課程の成績証明書については、現所属学部・研究科より成績情報を取得します。

※①～④に不備・不足がある場合は、一切受け付けません。なお、⑤～⑦に不備・不足がある場合は、該当なしとみなします。また、書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合は受け付けられませんので、必ずマイナンバー部分を隠してコピーしたものを提出してください。

- 注）1. 大学院生の独立生計は認められません。（原則、父母等の収入で申請してください。ただし、父母等の年収より大学院生本人及び配偶者の年収が上回る場合は、別途、奨学掛までご相談ください。）
2. 申込書類に不明な点がある場合は、事前に問い合わせてください。
  3. 申込時に不備がある場合は、原則受け付けませんが、提出期間中に不備を解消できた場合は、受け付けることがあります。

### （3）奨学生採用内定

2022年1月下旬頃に採用内定者を決定のうえ通知予定です。その際、内定者には進学届を送付予定としていますので、進学後（2022年4月以降）に進学届を学生課奨学掛まで提出してください。

提出期限等の詳細については、採用内定後、別途通知します。なお、進学届を提出期限までに提出しない場合は、内定辞退とみなします。

### （4）奨学生採用決定

2022年4月以降、進学届を提出した者について2021年度後期分の成績を含め再度成績判定を行い、採用者を決定します。

## 5. 採用後の手続き等

奨学金の支給は、受給者が指定する預貯金口座に毎月振込予定です。なお、採用決定及び適格認定（家計及び学力）※の結果発表は、令和4年6月中旬を予定しており、4月以降当該年度の採用決定月までの奨学金（4月～6月分）は、当該年度初回振込時（6月下旬を予定）にまとめて支給します。

京都大学が主催する報告会（年1回を予定）へは必ず参加してください。

### ※適格認定（家計及び学力）について

本奨学金に採用された者は、支給期間中、毎年、年度末に実施予定の適格認定において、学力基準及び家計基準に関する判定を行い、基準を満たさない場合、支援を打ち切ります。

適格認定における基準は、採用時の家計基準及び学力基準と同じです。

## 6. 注意事項

- （1）他奨学金との併給は可能です（ただし、併給不可の他奨学金を受給中の場合は除きます）。
- （2）本学が主催する報告会（年1回を予定）等のイベントには参加してください。また広報のため、その際に撮影した写真をホームページ等に掲載します。
- （3）休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口にただちに申し出てください。

(4) 奨学金振込後に休学した場合は、休学期間の月額に相当する奨学金支給を返納してもらうことがあります(支援休止)。ただし、休学の理由が留学の場合は、この限りではありません。また、支援休止の場合、支援期間内において復学しなかったときは、受給資格を失います。

(5) 次の場合は、受給資格を失います。

- ① 本奨学金の支援期間中に日本学術振興会の特別研究員(DC1、DC2)として採用された場合
- ② 本奨学金の支援期間中に科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業に採用された場合
- ③ 本奨学金の支援期間中に次世代研究者挑戦的研究プログラム(京都大学大学院教育支援機構プログラム)に採用された場合
- ④ 退学等により学籍を失った場合
- ⑤ 適格認定(家計及び学力)において、家計及び学力の認定基準を満たさない場合
- ⑥ 京都大学通則第32条第1項(第53条及び第53条の15において準用する場合を含む。)の規定による懲戒処分を受けた場合
- ⑦ その他奨学生として不適当であると認められる場合

※①～③に該当した場合は、直ちに学生課奨学掛まで申し出ること。

(6) 提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金は返納する必要があります。

#### 【問い合わせ先、申請窓口】

教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

住所：〒606-8501

京都市左京区吉田本町(総合研究10号館)

Tel: 075-753-2495

E-mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp



場所: 本部構内総合研究10号館1階 ※●印の位置

**【別紙】 申込書類における証明書**

書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、受け付けられません。必ずマイナンバー（個人番号）部分を隠してコピーしたものを提出してください。

**【家計支持者（父母等）の収入に関する証明書】**

下表から家計支持者（父母等）の所得の種類を確認し、該当する証明書（コピー可）を提出のうえ、証明書の金額を申込書の「給与」又は「給与以外」に金額を入力してください。

（※令和3年分の収入見込で選考を行うため、令和2年分の収入証明書を提出していただきます。）

**■ 所得の種類表**

	所得種類	証明書類
給与	給料・アルバイト	令和2年分給与所得の源泉徴収票（写） ※前年1月2日以降に転職・就職した者は、以下の特記事項参照
	前年1月2日以降に転職・就職した場合 ※中途就・退職記載のある源泉徴収票	給与支給（予定）証明書（様式2）又は、 ・直近3ヵ月程度（直近3ヵ月以内に転職・就職した場合は存する月分）の給与明細書のコピー及び年間収入を計算したもの（様式自由。原則、1ヵ月平均月収（交通費などの実費除く）の16ヵ月分。 ただし、パート等で賞与がない、賞与が一定金額（又は3ヵ月未満）等の場合は、その旨記載し、実質に見合うものを記載すること。） 〔記載例：〇円/月×12ヵ月＝〇円/年、賞与無し等〕
	年金	年金受給額が分かるもの ※前年の源泉徴収票（写）、最新の年金改定通知書等
	失業給付金	雇用保険受給者証（第1～4面まで）又は、雇用保険受給証明書（日額、日数等記載）
	傷病手当金	支払決定通知等の支給額が分かるもの
	児童扶養手当	児童扶養手当証書等支給額が分かるもの
給与以外	個人経営・農林水産業 自由業・営業・不動産・ 配当・その他等	確定申告書〈第一表・第二表〉（控）で受付印のあるもの。 （E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウト）
	起業・開業等をした場合	収支内訳（見込）申告書（様式3）
	祖父母等からの援助金	援助の年額証明（様式自由、原則援助者作成）
	生活保護扶助費	保護決定（変更）通知（1ヶ月の受給金額記載）
	養育費	養育費の年額証明（様式自由、原則養育費を受け取っている父又は母が作成。作成日、作成者氏名、押印要。）
無収入	無職・無収入にかかる申立書（様式1）	

**【特記事項】**

※2021/01/01以降、転職や収入が大きく変わった場合は、給与支給（予定）証明書（様式2）又は、雇用契約書等年収が明記されている証明書を提出してください。書類提出期限までに上記を提出できない場合は、前年の収入で審査しますので、前年の収入証明書を提出してください。

※収入が少ない又は無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「(非)課税証明書」を提出できない場合は、「市民税・県民税申告書」(控)のコピーを提出（収入や所得がある場合は、計上のこと）





【(家族の中に障害がある人がいる場合のみ) 該当者の身体障害者手帳等の写し※】

※手帳等は、顔写真・本籍等の部分を覆ってコピーしたものを提出してください。(氏名、生年月日が分かる部分の写し)

障害のある人	証明書類 (提出は写し)
身体障害のある人又はこれに準ずる人	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳交付申請書等のいずれか
常に就床を要し複雑な介護を要する人 (要介護2以上)	介護保険要介護認定等決定通知書、又は介護保険被保険者証(いずれも要介護状態区分が記載されていること。) ※申請中の場合は、診断書(6か月以上継続し、複雑な介護を要することが記載されているもの)
精神上の障害のある人 又はこれに準ずる人	診断書、又は各種手帳等の写し
知的障害のある人と判定される人	児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書
公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障害のある人	法律による該当者の証明、又は診断書
原爆被爆により身体機能に障害のある人	被爆者手帳、又は診断書(いずれも障害の程度が記載されていること。)

・留学生で家族に障害等のある人がいる場合は、出身国において該当する証明書類の写しの日本語訳(日本語訳が用意できない場合は、英訳)を添付して提出してください。



学 生 番 号	学 生 氏 名

年 月 日

## 無職・無収入にかかる申立書

私は\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月より無職・無収入であることを申し立てます。

(注意) 家計支持者(原則父母)が無職・無収入である場合の申立書ですので、申請者、両親等の扶養下にある兄弟姉妹等は提出の必要はありません。また、以下に該当する方も提出の必要はありません。

- ・心身障害のため経済力のない方でそのことが手帳等で確認できる方

(申請学生との続柄: \_\_\_\_\_)

申立人氏名 \_\_\_\_\_ 印

(自署・押印。スタンプ印不可)

### 《 事情 》

無職である事情、現在の生活状況等詳しく書き、祖父母等からの援助金・養育費がある場合はその証明(様式自由・援助者作成)も提出してください。

-----

-----

-----

-----

-----

☆雇用保険(失業給付金)を受給中の場合は、雇用保険受給資格者証(写)を提出してください(その場合は、本様式は提出不要です)。

## 給与支給（予定）証明書

〔様式2〕

就業者氏名	就職年月日	
	年 月 日	
職 種（□にチェック）		
<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他（                    ）		
最近3ヶ月の給与支給（予定）		
月	月	月
円	円	円
賞与の支給（予定）		
＊支給予定（□にチェック） <input type="checkbox"/> 有り 金額を記入→ <input type="checkbox"/> 無し	年間 _____ 円 又は 年間 _____ ヶ月分	

金額は、総支給額（通勤手当を除く）を記入してください。雇用期間が3ヶ月に満たない場合、最近3ヶ月の給与支給（予定）の欄には、支給済みの額及び支給予定の額を記入してください。

上記のとおり証明します。

年 月 日

（給与支給責任者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

----- 以下、奨学金申請者記入欄 -----

上記の証明をもとに該当する計算式から年間所得金額を計算してください。計算後の金額を願書の「給与」欄に記入してください。なお、月の途中から採用されたため勤務日数・時間数が通常より少ないなどの理由により、他の月額との差が大きい月がある場合は、通常勤務月の2ヶ月分により計算してください。

1. 賞与「有」で「年間〇〇円」と記載がある場合

$$(3\text{ヶ月分の給与合計金額} \div 3) \times 12 + \text{年間〇〇円} = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

2. 賞与「有」で「年間△ヵ月分」に記載がある場合

$$(3\text{ヶ月分の給与合計金額} \div 3) \times (12 + \Delta) = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

3. 賞与「無」の場合

$$(3\text{ヶ月分の給与合計金額} \div 3) \times 12 = \underline{\hspace{2cm}} \text{円}$$

学生番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

# 収支内訳（見込）申告書

〔様式3〕

（昨年1月2日以降に開業・起業等した場合）

就業者氏名		開業等年月日	
		年 月 日	
開業から現在までの労働期間（実績）			
_____年__月__日 ~ _____年__月__日まで 労働月数(____)ヶ月			
上記期間における収支の内訳			
収入金額	収入（売上）金額	①	千円
	家事消費	②	千円
	その他の収入	③	千円
	計（①+②+③）	④	千円
売上原価		⑤	千円
差し引き金額（④-⑤）		⑥	千円
経 費	通信費	ア	千円
	交通費	イ	千円
	水道光熱費	ウ	千円
	減価償却費	エ	千円
	地代家賃	オ	千円
	給料賃金	カ	千円
	その他 ( )	キ	千円
	計（ア～キの合計）	⑦	千円
所得金額（⑥-⑦）			千円

上記のとおり申告します。

年 月 日

(証明者)

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆  
----- 以下、奨学金申請者記入欄 -----

上記の証明をもとに以下の計算式から年間所得金額を推算してください。

( 上記で算出した「所得金額」 ÷ 労働月数 ) × 12 = \_\_\_\_\_千円

学生番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 最短修業年限超過者等に係る事由書

注1. 10月1日の状況で記入すること。

注2. 特に慎重な審査を要する場合は、追加資料等を求めることがあります。

年 月 日

学部・研究科名	課 程	学科・専攻名	学年	入(進)学年	学生番号	
学 部	学部			西暦		
研究科	修士				氏名	
学 舎	博士			年		
教育部	専門職			月		

## 1. 病気の場合

※ 修業年限を超えた理由が病気による場合は、医師の診断書等（病気期間の記載があるもの）を添付してください。

## 2. 留学の場合

病 名  期 間 西暦 年 月 日～西暦 年 月 日 休学期間 西暦 年 月 日～西暦 年 月 日 (病状について)	留学先(国名) _____ 大学名(機関名) _____ 留学期間 西暦 年 月 日～西暦 年 月 日 休学期間 西暦 年 月 日～西暦 年 月 日 留学種別 (該当する番号を○で囲ってください) ① 国 費(日本政府奨学金 ※日本学生支援機構含む) ② 公共団体等からの助成 団体名 _____ ③ 大学の交換プログラム等 ④ 私 費
--	---

## 3. その他の場合 (3-1～3-3まで記入必須)

3-1. 以下、該当する箇所にチェックしてください。

 (1) 出産・育児・介護 (2) 申請者本人が障害者であるため学業・研究において修業年限以上の期間を要すると認められる場合

3-2. 時系列・理由を記入してください

年度	在籍年数	最短超過にかかわる理由 (例: 出産・育児等) それ以外是在学と記入	具体的理由
年度	1年目	前期(4月～) 後期(10月～)	
年度	2年目		
年度	3年目		
年度	4年目		
年度	5年目		

3-3. 休学期間を記入してください 西暦 年 月 日 ～ 西暦 年 月 日